伊勢茶の振興に関する条例 (仮称) の検討の方向性について (正副委員長案)

一 伊勢茶をめぐる課題(立法動機)について

- 1 本特別委員会の重点調査項目について
 - (1) 伊勢茶の活用の状況、伊勢茶のブランド化の推進、伊勢茶の振興策、お茶を通じた食育の推進等**伊勢茶の消費の拡大に向けた調査**を行うこと。
 - (2) 他自治体におけるお茶の振興に関する条例、施策等の調査を行うこと。
 - (3) (1) 及び(2) を踏まえ、伊勢茶の振興に関する条例案(仮称)の検討を行うこと。

2 お茶に関する法律及び政策条例の方向性について

(1) お茶の振興に関する法律について

国では、茶業(お茶の生産、加工又は販売の事業をいう。)及び茶文化の振興について規定した「お茶の振興に関する法律」を制定している。

(2) 他の地方公共団体におけるお茶に関する政策条例の分類について

条例の目的による分類	主な条例の例
① 主に茶業の振興を目的と	静岡県茶業振興条例
する条例	
② 主に地域のお茶の普及促	掛川市緑茶で乾杯条例
進を目的とする条例	
③ 主にお茶の食育の推進を	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関す
目的とする条例	<u>る条例</u>
④ 主にお茶の文化の振興を	堺茶の湯まちづくり条例
目的とする条例	

3 伊勢茶をめぐる課題(立法動機)について(案)

これまで重点調査項目を中心に、伊勢茶に関する調査を幅広く行ってきた ところ。これらの調査を踏まえると、伊勢茶の認知度が低く、また、若年層 を中心にお茶離れが進行しているため、消費の拡大に向けた取組が必要と思 われる。

⇒ 例えば、**伊勢茶の普及の促進及び食育の推進を図る条例**が必要ではないか。

4 条例検討の方向性について

3の課題(立法動機)の案を前提に条例検討を進める場合、その方向性については、次のとおりに進めていくものと思われる。

○伊勢茶の普及の促進及び食育の推進に関する条例案(仮称)

※ 条例の題名は仮称であり、条例の目的、規定の内容等を踏まえて的確に表すものであるため、今後検討が必要となる。

(1) 条例の目的

・ (条例の内容等を定めることにより、)伊勢茶の普及の促進及び食育の 推進を図ることを目的とする。

【論点】

・ 伊勢茶をめぐる課題(立法動機)や今後の目指すべき姿を踏まえて、条 例の目的を検討する必要がある。

(2) 規定の内容

・ 条例の目的(伊勢茶の普及の促進及び食育の推進)を実現するために、 必要な規定(基本理念、県の施策等)を定める。

【論点】

・ 条例の目的を達成するために、必要な施策等(飲食店での利用促進、 PR活動、食育機会の提供等)を整理した上で、規定の内容を検討して いく必要がある。

(3) 条例の対象となるお茶の範囲

詳細は二(3~4ページ)において記載。

二 条例の対象となるお茶の範囲について

1 伊勢茶とは

・ 三重県茶業会議所のウェブサイトによると、伊勢茶とは次のとおり。

三重県で生産されるお茶の総称であり、<u>三重県産 100%の緑茶</u>です。平成 19 年 4 月 13 日付けで特許庁の<u>地域団体商標</u>(地域ブランド)に<u>「伊勢</u>茶」が商標登録されました。

【出典】三重県茶業会議所ウェブサイト (http://mie-isecha.org/sub1/sub1.html) ※ ゴシック体及び下線部は事務局で追加したもの。

2 「伊勢茶」の名称と条例の関係

- ・ 「伊勢茶」の名称は、商標法に基づき、三重県の茶業団体*がその権利(商標権)を有するため、商品等に対する取扱いを条例により変えることはできない。
- ※ 全国農業協同組合連合会、三重茶農業協同組合及び三重県茶商工業協同組合
- ・ 地域団体商標として商標登録されているものの、条例に一般的名称として 「伊勢茶」を使用すること自体は差し支えないと思われる。
- ・ 条例上の「伊勢茶」の定義については、1の定義と異なる意味で使うこと も可能である。しかし、その場合、茶業関係者が使用する意味と異なること となるため、混乱が生じるおそれがある。

3 お茶の範囲について(案)

(1) 考え方の整理

条例の策定に当たっては、お茶の範囲を整理する必要がある。その範囲については、大別すると、以下の2案に分類されると思われる。

Α案

- 三重県産100%の緑茶に限定する。
- ⇒ この場合、三重県産100%の緑茶以外(例:ウーロン茶又は紅茶、他府 県産の茶葉をブレンドしたお茶等)は対象とならない。

また、1の定義とほぼ同じ意味となるため、条例上「伊勢茶」の名称を 使用しても特段差し支えないと思われる。

B案

- ・ 三重県産のお茶全般を広く対象とする。
- ⇒ この場合、どこまでの範囲を対象とするか、さらに整理が必要。 また、1の定義と異なってくるため、条例上どのような名称とするかに ついても整理が必要。

(2) 整理に当たっての留意事項

条例の対象となるお茶の範囲について整理するに当たっては、以下の点に 留意する必要がある。

- ① 条例において、特定の事業又は商品を優遇するに当たっては、平等の 原則に鑑み、一定の合理性及び必要性が求められること。
- ② 消費者がどの商品を嗜好するか、また、事業者がどの商品を生産、販売等を行うかはそれぞれの自由であること。